

資料①

令和4年3月23日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

番号	件 名	主管課
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教育政策課
2	山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について	教育政策課
3	教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	教育政策課
4	山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令の制定について	教育政策課
5	山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	教育政策課
6	山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について	教育政策課
7	山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則の制定について	教育政策課
8	山口県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則の制定について	教育政策課
9	教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	教育政策課
10	山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則の制定について	教育政策課
11	山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令の制定について	教育政策課
12	山口県文化財保護条例施行規則を廃止する規則の制定について	社会教育・文化財課
13	山口県埋蔵文化財センター規則を廃止する規則の制定について	社会教育・文化財課
18	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	教職員課 高校教育課 特別支援教育推進
19	山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について	教職員課
20	第3期県立高校将来構想の策定について	高校教育課

報告事項

番号	件 名	主管課
1	山口県学校施設長寿命化計画の一部改訂について	教育政策課
2	令和5年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱について	教職員課
3	山口県教員育成指標の一部改訂について	教職員課
4	令和4年度（2022年度）山口県学校職員（船員）採用候補者選考試験の結果について	教職員課

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について(報告承認)

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、令和3年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

令和4年(2022年)3月23日

山口県教育委員会
教育長 繁吉 健志

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所 属 名	職名	氏 名	勤務年数	備 考
岩国市立由宇小学校	教諭	清水 照枝	29年	令和4年3月11日 死亡退職

議案第2号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和4年（2022年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

五 女性教育に関すること。

六 視聴覚教育（社会教育に限る。）に関すること。

七 社会通信教育に関すること。

八 ユネスコ活動に関すること。

九 社会教育主事の資格の認定に関すること。

十 社会教育関係法人に関すること。

第四章第一節第五款を削る。

第四章第一節第六款中第六十条を第五十六条とし、第六十一条から第六十三条までを四条ずつ繰り上げる。

第六十四条中「第六十条」を「第五十六条」に改め、同条を六十条とする。

第四章第一節第六款を同節第五款とする。

第四章第一節第七款中第六十五条を第六十一条とし、第六十六条から第六十八条までを四条ずつ繰り上げる。

第四章第一節第七款を同節第六款とする。

第四章第二節中第六十九条を第六十五条とし、第七十条から第七十二条までを四条ずつ繰り上げる。

第七十三条第二号の表山口県社会教育委員の項中「社会教育・文化財課」を「地域連携教育推進課」に改め、同表山口県文化財保護審議会の項を削り、第五章中同条を第六十九条とする。

第六章中第七十四条を第七十条とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

号を第二十号とし、第二十二号を削り、第二十四号を第二十一号とし、第一十五号から第一十九号までを三号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

学 校 運 営 施 設 整 備 室
一 教育財産の管理の総括に関すること。
二 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備保全に関すること。
三 教職員住宅に関すること。
四 図書館、博物館、文書館及び青少年自然の家に関すること。

第十二条の表社会教育・文化財課の項を削り、同表地域連携教育推進室の項中「地域連携教育推進室」を「地域連携教育推進課」に改め、第五号を第十四号とし、第一号から第四号までを九号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の九号を加える。

- 二 青少年教育に関すること。
- 三 生涯教育に関すること。
- 四 成人教育に関すること。

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 埋蔵文化財センター（第五十六条—第五十九条）」を削り、「第六款」を「第五款」に、「第六十条—第六十四条」を「第五十六条—第六十条」に、「第七款」を「第六款」に、「第六十五条—第六十八条」を「第六十一条—第六十四条」に、「第六十九条—第七十二条」を「第六十五条—第六十八条」に、「第七十三条」を「第六十九条」に、「第七十四条」を「第七十条」に改める。

第十一條中「課に」を「課及び室に」に改め、同条の表教育政策課の項中「教育企画班 学校運営班 施設班」を「教育企画班」に改め、同項の次に次のように加える。

学校運営・施設整備室	学校運営班 施設班
------------	-----------

第十一條の表社会教育・文化財課の項中「社会教育・文化財課」を「地域連携教育推進課」に、「文化財保護班 埋蔵文化財班」を「地域連携教育班 家庭教育支援班」に改め、同表地域連携教育推進室の項を削る。

第十二条の表教育政策課の項中第十八号及び第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号を第十九号とし、第二十二

改 正 案

第五章 附属機関

(附属機関)

第六十九条 法律又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称及び担任する事務並びにその庶務をつかさどる課及び室は、次のとおりである。

一 (略)

二 条例の規定により設置されたもの

名 称	担 任 す る 事 务
(略)	庶務をつかさどる課又は室

山口県社会教育委員会

(略)

地域連携教育推進課

(削除)

現 行

第五章 附属機関

(附属機関)

第七十三条 法律又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称及び担任する事務並びにその庶務をつかさどる課及び室は、次のとおりである。

一 (略)

二 条例の規定により設置されたもの

名 称	担 任 す る 事 务
(略)	庶務をつかさどる課又は室

山口県社会教育委員会

(略)

社会教育・文化財課

山口県文化財保護審議会	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二百九十条第一項の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項についての審査審議及び教育委員会に対する建議に関する事務
文化財課	社会教育・

第七十条

(略)
第六章 総則

第七十四条

(略)
第六章 総則

改 正 案

現 行

(削除)

(埋蔵文化財センターの管理運営)

第五十九条 第二条に規定するもののはか、埋蔵文化財センターの管理運営について必要な事項は、山口県埋蔵文化財センター規則（昭和六十一年山口県教育委員会規則第七号）に定めるところによる。

第五款 総合教育支援センター

第五十六条 (略)

第五十七条 (略)

第五十八条 (略)

第五十九条 (略)

第六十条 第五十六条から前条までに規定するもののほか、総合教育支援センターの管理運営について必要な事項は、山口県総合教

育支援センター規則（昭和四十一年山口県教育委員会規則第一号）に定めるところによる。

第六款 青少年自然の家

第六款 総合教育支援センター

第六十条 (略)

第六十一条 (略)

第六十二条 (略)

第六十三条 (略)

第六十四条 第六十三条から前条までに規定するもののほか、総合教

育支援センターの管理運営について必要な事項は、山口県総合教
育支援センター規則（昭和四十一年山口県教育委員会規則第二
号）に定めるところによる。

第七款 青少年自然の家

第六十九条 (略)

第六十条 (略)

第六十一条 (略)

第六十二条 (略)

第六十三条 (略)

第六十四条 (略)

第六十五条 (略)

第六十六条 (略)

第六十七条 (略)

第六十八条 (略)

第二節 班の事務の決定等

第六十九条 (略)

第七十条 (略)

第七十一条 (略)

第七十二条 (略)

第六十五条 (略)

第六十六条 (略)

第六十七条 (略)

第六十八条 (略)

第二節 班の事務の決定等

改 正 案

第十三条～第五十五条（略）

（削除）

現 行

第十三条～第五十五条（略）

第五款 埋蔵文化財センター
（名称及び位置）

第五十六条 山口県埋蔵文化財センター条例（昭和五十五年山口県条例第十五号）第一条の規定により設置された埋蔵文化財センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
山口県埋蔵文化財センター	山 口 市

（業務）

第五十七条 埋蔵文化財センターの業務は、次のとおりである。

- 一 埋蔵文化財の調査及び研究に関すること。
- 二 出土文化財の保存に関すること。
- 三 埋蔵文化財の保護に関する指導及び助言に関すること。
- 四 文化財資料の活用に関すること。

前各号に掲げるものは、埋蔵文化財を保護するため、教育委員会が適当であると認める業務に関すること。

（指定管理者による管理）

第五十八条 埋蔵文化財センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）により行われる。

- 一 前各号に掲げる業務に関すること。
- 二 開館日以外の日に開館し、又は臨時に開館すること。
- 三 開館時間を延長し、又は短縮すること。
- 四 文化財資料の利用を拒むこと。
- 五 施設及び設備の維持管理に関すること。

改 正 案

		課	進	推	育	教	携	連	域	地
十四	P · T · A	一	地域連携教育の推進に関すること。							
	に関すること。	二	青少年教育に関すること。							
	生涯教育に関すること。	三	生涯教育に関すること。							
	成人教育に関すること。	四	成人教育に関すること。							
	女性教育に関すること。	五	女性教育に関すること。							
	視聴覚教育（社会教育に限る。）に関すること。	六	視聴覚教育（社会教育に限る。）に関すること。							
	社会通信教育に関すること。	七	社会通信教育に関すること。							
	ユネスコ活動に関すること。	八	ユネスコ活動に関すること。							
	社会教育主事の資格の認定に関すること。	九	社会教育主事の資格の認定に関すること。							
	社会教育関係法人に関すること。	十	社会教育関係法人に関すること。							
	社会教育委員に関すること。	十一	社会教育委員に関すること。							
	公民館その他の社会教育施設の設置及び運営についての指導及び助言に関すること。	十二	公民館その他の社会教育施設の設置及び運営についての指導及び助言に関すること。							
	家庭教育に関すること。	十三	家庭教育に関すること。							
	P · T · Aに関すること。	十四	P · T · Aに関すること。							

		課	進	推	育	教	携	連	域	地
五	四	一	地域連携教育の推進に関すること。							
		二	社会教育委員に関すること。							
		三	公民館その他の社会教育施設の設置及び運営についての指導及び助言に関すること。							
		四	家庭教育に関すること。							
		五	P · T · Aに関すること。							

現 行

改 正 案

(略)
(削除)

現 行

(略)

課	文	化	財	育	教	会	社
一	社会教育主事の資格の認定に関すること。						
二	成人教育に関すること。						
三	女性教育に関すること。						
四	青少年教育に関すること。						
五	社会通じ教育に関すること。						
六	視聴覚教育（社会教育に限る。）に関すること。						
七	生涯教育に関すること。						
八	文化財の保護に関すること。						
九	銃砲刀剣類の登録に関すること。						
十	ユネスコ活動に関すること。						
十一	図書館、博物館、文藝館、埋蔵文化財センター及び青少年自然の家に関すること。						
十二	社会教育関係法人及び文化財関係法人に関すること。						
十三	山口県文化財保護審議会に関すること。						

改 正 案

室 備 整 設 施 ・ 営 運 校 学

(削除)

- 二十一 教育に係る調査及び統計に関すること。
- 二十二 広報に関すること。
- 二十三 教育行政に関する相談に関すること。
- 二十四 教育英事業に関すること。
- 二十五 秘書に関すること。
- 二十六 他の課の所管に属しない事項に関すること。

現 行

(追加)

- 一 教育財産の管理の総括に関すること。
- 二 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備保全に関すること。
- 三 教職員住宅に関すること。
- 四 図書館、博物館、文書館及び青少年自然の家に関すること。

- 二十三 教職員住宅に関すること。
- 二十四 教育に係る調査及び統計に関すること。
- 二十五 広報に関すること。
- 二十六 教育行政に関する相談に関すること。
- 二十七 教育英事業に関すること。
- 二十八 秘書に関すること。
- 二十九 他の課の所管に属しない事項に関すること。

課 策 政 育 教		室 課	改 正 案
		分 掌 事 務	(課及び室の分掌事務)
	一〇十七 (略)		第十二条 課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。
二十一 教職員互助会に関すること。	(削除)		

課 策 政 育 教		室 課	現 行
		分 掌 事 務	(課及び室の分掌事務)
	一〇十七 (略)		第十二条 課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。
二十一 教職員互助会に関すること。	(削除)		

改 正 案

第一条～第十条（略）

（課、室及び班）

第十一條 本庁に次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、これらの課及び室にそれぞれ同表の下欄に掲げる班を置く。

課・室	班			
教育政策課	総務管理班	教育企画班	福利・給付班	厚生班
学校運営・施設整備室	学校運営班	施設班		

（略）

地域連携教育推進課	青少年教育班	地域連携教育班	家庭教育支援班

（削除）

現 行

第一条～第十条（略）

（課、室及び班）

第十一條 本庁に次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、これらの課にそれぞれ同表の下欄に掲げる班を置く。

課・室	班			
教育政策課	総務管理班	教育企画班	学校運営班	施設班

（追加）

（略）

改 正 案

現 行

○山口県教育委員会行政組織規則

則

（昭和四十五年六月一日
山口県教育委員会規則第十号）

山口県教育委員会行政組織規則をここに公布する。

山口県教育委員会行政組織規則

目次

第一章～第三章（略）

第四章 教育機関

第二節 名称、位置、所掌事務等

第一款～第四款（略）

（削除）

第五款 総合教育支援センター（第五十六条～第六十条）

第六款 青少年自然の家（第六十一条～第六十四条）

第二節 班の事務の決定等（第六十五条～第六十八条）

第五章 附属機関（第六十九条）

第六章 雜則（第七十条）

附則

○山口県教育委員会行政組織規則

則

（昭和四十五年六月一日
山口県教育委員会規則第十号）

山口県教育委員会行政組織規則をここに公布する。

山口県教育委員会行政組織規則

目次

第一章～第三章（略）

第四章 教育機関

第二節 名称、位置、所掌事務等

第一款～第四款（略）

（削除）

第五款 墓廟文化財センター（第五十六条～第五十九条）

第六款 総合教育支援センター（第六十条～第六十四条）

第七款 青少年自然の家（第六十五条～第六十八条）

第二節 班の事務の決定等（第六十九条～第七十二条）

第五章 附属機関（第七十三条）

第六章 雜則（第七十四条）

附則

議案第3号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和4年（2022年）3月23日

山口県教育委員会

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年 月 日

山 口 県 教 育 委 員 会

山 口 県 教 育 委 員 会 規 則 第 号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和五十一年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

改
正
案

第三条・第四条(略)
附
則
(略)

現
行

第三条・第四条(略)
附
則
(略)

○教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和五十二年山口県教育委員会規則第四号）の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案

現 行

○教育長に対する事務の委任等
に関する規則

(昭和五十二年十月一日)
山口県教育委員会規則第四号

第一条 (略)

(事務の委任)

第二条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する
事務を教育長に委任する。

一～五 (略)

(削除)

2
3 十六十五十四十三十二十一十九八七六
(略) (略)

○教育長に対する事務の委任等
に関する規則

(昭和五十二年十月一日)
山口県教育委員会規則第四号

第一条 (略)

(事務の委任)

第二条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する
事務を教育長に委任する。

一～五 (略)

六 文化財の保存に関すること。

2
3 六十七十六十五十四十三十二十一十九八七
(略) (略)

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する
規程の一部を改正する訓令の制定について

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を
次のとおり定める。

令和4年（2022年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会訓令第 号

教 育 庁 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を
次のように定める。

令和四年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓
令

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程（昭和五十二年山口県教育
委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰
り上げる。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

改 正 案

現 行

○山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程

（昭和五十二年十月一日
山口県教育委員会訓令第五号）

第一条（略）

（専決）

第二条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。

一～三（略）

（削除）

第一条（略）

（専決）

第二条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。

一～三（略）

（削除）

四 文化財の保存に関する事務のうち、文化財の指定又は指定の解除及び保存技術の選定又は選定の解除並びに史跡名勝天然記念物の仮指定又は仮指定の解除以外の事務に関すること。

十 | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 |
一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
十九 八 七 六 五 四
（略）（略）（略）（略）（略）（略）
十九 八 七 六 五 四
（略）（略）（略）（略）（略）（略）

第三条・第四条（略）

附 則（略）

第三条・第四条（略）

附 則（略）

議案第5号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和4年（2022年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年 月 日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第 号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成二十年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

改 正 案

現 行

○山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則

（平成二十年三月三十一日
山口県教育委員会規則第四号）

第一条・第二条（略）

（削除）

○山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則

（平成二十年三月三十一日
山口県教育委員会規則第四号）

第一条・第二条（略）

（条例別表第二十五号ホの教育委員会規則で定める書類）

第三条 条例別表第二十五号ホの教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる事務に係る書類のうち山口県教育委員会が別に定めるものとする。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）に基づく同法第二条第一項に規定する文化財の保護に関する事務
- 二 山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）に基づく同条例第二条第一号に規定する文化財の保護に関する事務

附 則（略）

附 則（略）

議案第6号

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和4年（2022年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第 号

教 育 庁 一
各 教 育 機 関 一
般

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程（昭和三十四年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二教育政策課の項の次に次のように加える。

学 校 運 営	・ 施 設 整 備 室
教	運
施	

別表第二社会教育・文化財課の項を削り、同表地域連携教育推進室の項中「地域連携教育推進室」を「地域連携教育推進課」に改める。

改正案

現行

○山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程

（昭和三十四年三月三十日
山口県教育委員会訓令第二号）

第一条～第三十七条（略）

附則（略）

別表第一（略）

別表第二（第八条関係）

文書及び電子文書の記号

課名		記号
教	育	
政	策	課
施	運	
地		

○山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程

（昭和三十四年三月三十日
山口県教育委員会訓令第二号）

第一条～第三十七条（略）

附則（略）

別表第一（略）

別表第二（第八条関係）

文書及び電子文書の記号

課名		記号
教	育	
政	策	課
施	運	
地		

（追加）

（略）
(削除)

課名		記号
教	育	
政	策	課
施	運	
地		

（追加）

（略）

別表第三～別表第五（略）

別記第一号様式～第十二号様式（略）

別表第三～別表第五（略）

別記第一号様式～第十二号様式（略）

山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する
規則の一部を改正する規則の制定について

山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を
次のとおり定める。

令和4年（2022年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

附
則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山口県教育委員会規則第 号

山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和四年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表公立学校教員採用候補者選考試験の成績の項の前に次のように加える。

文化行政専門職員採用選考の成績	
合	格
日	か
から	発表の
一年	
財	教
課	育
教	育
育	・
社	文
会	化

別表中

文化行政専門職員採用選考の成績	
合	格
日	か
から	発表の
一年	
教	教
育	育
政	政
策	策

」
を削る。

改 正 案

現 行

○山口県教育委員会が取り扱う

個人情報の保護に関する規則

（平成十四年三月二十九日
山口県教育委員会規則第二号）

第一条～第三条（略）

附 則（略）

別表（第二条関係）

口頭による開示の申出をすること ができる個人情報 文化行政専門職員採用選考の成績	申出の期間	申出の場所
年 第二次試験 の合格発表 の日から一 年	合 格 発 表 の 日 か ら 一 年	教 育 庁 教 職 政策課
公立学校教員採用候補者選考試験 の成績	教 育 座 教 職 員 課	

別表（第二条関係）

口頭による開示の申出をすること ができる個人情報 公立学校教員採用候補者選考試験 の成績	申出の期間	申出の場所
年 第二次試験 の合格発表 の日から一 年	第 二 次 試 験 の 合 格 発 表 の 日 か ら 一 年	教 育 座 教 職 員 課
文化行政専門職員採用選考の成績	教 育 座 社 会 財 課	

（略）
(削除)

議案第8号

山口県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則の制定について

山口県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和4年（2022年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会表彰規則（昭和六十一年山口県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに文化財の保護」を削る。

第二条第四号中「及び文化財の保護」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

○山口県教育委員会表彰規則（昭和六十一年山口県教育委員会規則第六号）の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案

現 行

○山口県教育委員会表彰規則

（昭和六十一年四月一日
山口県教育委員会規則第六号）

（趣旨）

第一条 この規則は、山口県における教育及び学術の振興及び発展に
関し、顕著な功績があつたものに対する表彰について必要な事項を
定めるものとする。

（表彰の基準）

第一条 山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の
各号のいずれかに該当すると認められるものを表彰するものとす
る。

一～三（略）

四 学術の振興に顕著な功績があつたもの
五～七（略）

第三条～第七条（略）

附 則（略）

○山口県教育委員会表彰規則

（昭和六十一年四月一日
山口県教育委員会規則第六号）

（趣旨）

第一条 この規則は、山口県における教育及び学術の振興及び発展
並びに文化財の保護に関して、顕著な功績があつたものに対する表
彰について必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第二条 山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の
各号のいずれかに該当すると認められるものを表彰するものとす
る。

一～三（略）

四 学術の振興及び文化財の保護に顕著な功績があつたもの
五～七（略）

第三条～第七条（略）

附 則（略）

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する
規則の一部を改正する規則の制定について

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次の
とおり定める。

令和4年（2022年）3月23日

山口県教育委員会

別表第二の二 業務上の職の表班長の項の次に次のように加える。

リグ ル ダ	ープ 上司の命を受けてグループの事務を 掌理する。
--------------	---------------------------------

別表第二の二 業務上の職の表文化財専門員の項及び文化財保護主事の項を削り、同表に次のように加える。

シスク ルワ ルソ ー カ ー	上司の命を受け、学校における児童言に従事する。福祉に関する指導及び助
--------------------------------	------------------------------------

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年 月 日

山 口 県 教 育 委 員 会

山 口 県 教 育 委 員 会 規 則 第 号

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十三年山口省教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 業務上の職の表指導主事の項中

指導主事
グループリーダー

」に改め、

同表事務職員の項中「文化財専門員、文化財保護主事」を「グループリーダー」に改め、「研究指導主事」の下に「スクールソーシャルワーカー」を加える。

改 正 案

現 行

別表第二（第三条関係）

一 組織上の職
(略)

二 業務上の職	
職 名	職 務
班 長	上司の命を受けて班の事務を掌理する。 (略)
グループリーダー	上司の命を受けてグループの事務を掌理する。 (略)
社会教育主事補	上司の命を受けて社会教育主事の職務をたすける。 (削除)
研究員	上司の命を受け、高度の専門技術に関する研究に従事する。 (略)
スクールソーシャルワーカー	上司の命を受け、学校における児童及び生徒の福祉に関する指導及び助言に従事する。

別表第一（第三条関係）

一 組織上の職
(略)

二 業務上の職	
職 名	職 務
班 長	上司の命を受けて班の事務を掌理する。 (新設)
社会教育主事補	上司の命を受けて社会教育主事の職務をたすける。 (略)
文化財専門員	上司の命を受け、文化財保護について高度の専門的事項に関する事務に従事する。 (新設)
文化財保護主事	上司の命を受け、文化財保護について専門的事項に関する事務に従事する。 (略)
研究員	上司の命を受け、高度の専門技術に関する研究に従事する。 (新設)

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則 新旧対照表

改 正 案

現 行

○教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則

職の設置等に関する規則

(昭和四十三年四月一日)
山口県教育委員会規則第四号

第一条～第三条 (略)

別表第一 (第二条関係)

職員の種類	組織上の職	
	本庁 出先機関 学校以外の教育 機関	業務上の職
指導主事	この規則で設置する職	法令で設置されている職
グループリーダー	指導主事	指導主事

事務職員

班長、班長、グループリーダー、専門学芸員、研究指導主事、スクールソーシャルワーカー	社会教育主事、社会教育主事補、司書、司書補、学芸員、学芸員補
---	--------------------------------

技術職員

(略)	(略)
-----	-----

別表第一 (第二条関係)

職員の種類	組織上の職	
	本庁 出先機関 学校以外の教育 機関	業務上の職
指導主事	この規則で設置する職	法令で設置されている職
指導主事	指導主事	指導主事

第一条～第三条 (略)

別表第一 (第二条関係)

職員の種類	組織上の職	
	本庁 出先機関 学校以外の教育 機関	業務上の職
指導主事	この規則で設置する職	法令で設置されている職
指導主事	指導主事	指導主事

事務職員

班長、班長、文化財保護主任員、専門学芸員、専門研究員、研究員、研究指導主事、スクールソーシャルワーカー	社会教育主事、社会教育主事補、司書、司書補、学芸員、学芸員補
---	--------------------------------

技術職員

技師、班長	学校保健技師
-------	--------

議案第10号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則の制定について

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和4年（2022年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

附
則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

令和四年三月 日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第 号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会被服等貸与規則（昭和五十七年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の項を削り、同表2の項中

「 養護教諭又は養護助教 諭の職にあるもの	白衣	1年	
-----------------------------	----	----	--

」を

「 養護教諭又は養護助教 諭の職にあるもの	白衣	1年	
栄養教諭の職にあるもの	白衣 ゴム長靴	1年 1年	

」に改め、同項を同表1の項とし、

同表中3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、同表5の項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同表4の項とする。

改
正
案

別表第1 (第3条関係) (昭59教委規則1・昭60教委規則1・昭62教委規則2・昭62教委規則6
 ・昭62教委規則9・平6教委規則3・平9教委規則5・平12教委規則5・平15教委規則6・平
 16教委規則10・平18教委規則22・平19教委規則12・平20教委規則17・平22教委規則7・平25教
 委規則6・一部改正)

項	職員の範囲	品目	貸与期間	備考
(削除)				
1	高等学校等(組織規則第36条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)に勤務する職員	教諭又は助教諭の職にあるもの	理科又は家庭(調理の科目に限る。)を担任するもの 保健体育(体育の科目に限る。)を担任するもの	白衣 トレーニングウェア(上) " (下) 2年 2年
		看護教諭又は養護教諭の職にあるもの	白衣 " (下) 3年	
		栄養教諭の職にあるもの	白衣 ゴム長靴 1年 1年	
		実習助手の職にあるもの	作業帽 白衣 作業服(上)(夏用) " (冬用) " (下)(夏用) 2年 1年 2年 2年 1年	食品科学科又は食品工学科に属する職員に限る。
2	やまぐち総合教育支援センターに勤務する職員で理科又は家庭(調理の科目に限る。)に関する研修及び調査研究の業務に従事するもの		白衣	1年
3	運転士、ボイラー技士又は校務技士の職にある職員		作業帽 作業服(上)(夏用) " (冬用) 2年 3年 3年	ボイラー技士又は校務技士の職にある職員に限る。
4	前3項に掲げる職員以外の職員(指導主事、事務職員又は技術職員である職員に限る。)	男 女	作業服(上) 車務服(上)(夏用) " (冬用) 3年 3年 3年	

現行

別表第1 (第3条関係) (昭59教委規則1・昭60教委規則1・昭62教委規則2・昭62教委規則6
・昭62教委規則9・平6教委規則3・平9教委規則5・平12教委規則5・平15教委規則6・平
16教委規則10・平18教委規則22・平19教委規則12・平20教委規則17・平22教委規則7・平25教
委規則6・一部改正)

項	職員の範囲		品目	保管期間	備考
1	<u>社会教育・文化財課に勤務する職員で埋蔵文化財の調査及び研究並びに出土文化財の保存の業務に従事するもの</u>		作業帽 保安帽 作業服(上)(夏用) 〃(〃)(冬用) 〃(下)(夏用) 〃(〃)(冬用) 防寒衣 雨がっぽ 安全靴 ゴム長靴	2年 4年 2年 2年 1年 1年 4年 2年 2年 1年	
2	高等学校等(組織規則第36条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)に勤務する職員	教諭又は助教諭の職にあるもの	理科又は家庭(調理の科目に限る。)を担任するもの	白衣	1年
		保健体育(体育の科目に限る。)を担任するもの	トレーニングウェア(上) 〃(下)	2年 2年	
		として担任するもの	白衣	3年	
		養護教諭又は養護助教諭の職にあるもの	白衣	1年	
		実習助手の職にあるもの	農業に関する学科に属するもの	作業帽 白衣 作業服(上)(夏用) 〃(〃)(冬用) 〃(下)(夏用)	2年 1年 2年 2年 1年
					食品科学科又は食品工学科に属する職員に限る。
3	やまぐち総合教育支援センターに勤務する職員で理科又は家庭(調理の科目に限る。)に関する研修及び調査研究の業務に従事するもの		白衣	1年	
4	運転士、ボイラー技士又は校務技士の職にある職員		作業帽 作業服(上)(夏用) 〃(〃)(冬用)	2年 3年 3年	ボイラー技士又は校務技士の職にある職員にあつてア
5	前各項に掲げる職員以外の職員(指導主事、事務職員又は技術職員である職員に限る。)	男	作業服(上)	3年	
		女	事務服(上)(夏用) 〃(〃)(冬用)	3年 3年	

議案第11号

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令の制定について

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和4年（2022年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会訓令第 号

教 育 庁 一
各 教 育 機 関 一 般

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員健康管理規程（平成五年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「課（）」の下に「教育政策課にあつては学校運営・施設整備室、」を加え、「、社会教育・文化財課にあつては地域連携教育推進室」を削る。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

○山口県教育委員会職員健康管理規程（平成五年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を改正する訓令新旧対照表

改 正 案

現 行

○山口県教育委員会職員健康管理規程

（平成五年三月三十一日
山口県教育委員会訓令第一号）

第一条（略）

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三 所属所 組織規則第十一條に規定する課（教育政策課にあっては学校運営・施設整備室、高校教育課にあっては特別支援教育推進室を含む。以下「課」という。）及び出先機関並びに教育機関をいう。

四（略）

第三条～二十八条（略）

附 則（略）

○山口県教育委員会職員健康管理規程

（平成五年三月三十一日
山口県教育委員会訓令第一号）

第一条（略）

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三 所属所 組織規則第十一條に規定する課（高校教育課にあっては特別支援教育推進室、社会教育・文化財課にあっては地域連携教育推進室を含む。以下「課」という。）及び出先機関並びに教育機関をいう。

四（略）

第三条～二十八条（略）

附 則（略）

議案第12号

山口県文化財保護条例施行規則を廃止する規則の制定について

山口県文化財保護条例施行規則を廃止する規則を次のとおり定める。

令和4年（2022年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県文化財保護条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和四年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県文化財保護条例施行規則を廃止する規則

山口県文化財保護条例施行規則（昭和四十年山口県教育委員会規則第十七号）

は、廃止する。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

議案第13号

山口県埋蔵文化財センター規則を廃止する規則の制定について

山口県埋蔵文化財センター規則を廃止する規則を次のとおり定める。

令和4年（2022年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県埋蔵文化財センター規則を廃止する規則をここに公布する。

令和四年 月 日

山 口 県 教 育 委 員 会

山 口 県 教 育 委 員 会 規 則 第 号

山 口 県 埋 蔵 文 化 財 センター 規 则 を 廃 止 す る 規 则

山 口 県 埋 蔵 文 化 財 センター 規 则 (昭 和 六 十 年 山 口 県 教 育 委 員 会 規 則 第 七 号)

は、廃止する。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

議案第2号～第13号参考資料

令和4年4月組織改編に伴う山口県教育委員会規則・訓令の改正の概要

1 改正の理由

- ・令和4年4月1日付け組織改編に伴う所要の改正
- ・スクールソーシャルワーカーの新設に伴う所要の改正
- ・県立学校に栄養教諭を配置することに伴う所要の改正

2 改正する規則・訓令

議案番号	改正する規則・訓令の名称
第2号	山口県教育委員会行政組織規則
第3号	教育長に対する事務の委任等に関する規則
第4号	山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程
第5号	山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則
第6号	山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程
第7号	山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則
第8号	山口県教育委員会表彰規則
第9号	教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則
第10号	山口県教育委員会被服等貸与規則
第11号	山口県教育委員会職員健康管理規程
第12号	山口県文化財保護条例施行規則
第13号	山口県埋蔵文化財センター規則

3 主な改正理由

○議案第2号～第13号（第12号、第13号については廃止）

- ◆教育委員会事務局の組織改編に伴う所要の改正
 - ・文化財保護事務の知事部局への移管
 - ・地域連携教育推進室を室から課へ改組
 - ・学校運営・施設整備室の新設

○議案第9号

- ◆スクールソーシャルワーカーの採用に伴う所要の改正

○議案第10号

- ◆県立学校に栄養教諭を配置することに伴い、必要となる被服等を貸与するための所要の改正

4 施行日

議案第2号から第13号：令和4年4月1日

